

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

ねんきん特別便によると、国民年金保険料の未納期間があったので、社会保険事務所（当時）に対し、納付記録の照会を行ったところ、昭和38年7月から40年3月までの期間の保険料の納付事実が確認できないと回答された。その後、当時、家計を管理していた義母のタンスから、39年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料に係る領収証書を発見したので、未納期間のうち39年4月から40年3月までの期間については記録訂正された。しかし、私の国民年金保険料を納付してくれた夫は、「20歳まで遡って納付した。」と言っているので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間において60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、老齢基礎年金の満額受給に必要な保険料を納付しているほか、当時、申立人世帯の家計を管理していたとする申立人の義母は、60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間において保険料を全て納付している上、当時、同居していた義妹の保険料についても婚姻前に過年度納付及び特例納付を利用して20歳まで遡って納付していることが確認できることから、申立人世帯の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにA市町村（現在は、B市町村）の電算記録において、当初、申立期間を含む昭和38年7月から40年3月までの期間が国民年金保険料の未納期間とされていたが、当該期間のうち申立期間直後の39年4月から40年3月までの期間については、平成22年7月14日付けで保険料納付済期間に記録訂正が行われていることから、申立期間についても、記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）「C船」における資格喪失日は昭和20年2月9日であったと認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和20年2月9日、喪失日は同年8月16日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人は、申立期間について、戦時加算該当船舶である「C船」に乗船していたと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月16日まで

私は、D市町村にあったA社の海員養成所を卒業後、昭和19年夏頃から同社所有船舶「C船」に乗船し、その後、海軍に徴用され20年8月の終戦まで甲板員として勤務していた。

しかしながら、私の船員保険被保険者期間は1か月だけと記録されているので、調査の上、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和19年9月1日に船員保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、申立期間当時、E会の管理下にあった「C船（所有者及び運航実務者：A社）」に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳を見ると、申立人の資格喪失日はいずれも記載されておらず空白となっているほか、上記名簿における申立人の備考欄には、「20, 4, 1」の記載が確認できることから、少なくとも、昭和20年4月1日時点では、申立人が同船において勤務していたと認められる。

また、「C船」に係る船員保険被保険者名簿において申立人と同日の昭和19年8月21日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人と一緒に同船で勤務していたことを記憶しており、「申立人は、終戦時までC船に乗船していた。」と供述している。

さらに、厚生労働省社会・援護局が発行した履歴書により、申立人は、昭和20年2月9日から同年9月2日まで、海軍徴用船「C船」に乗船し、国から給与が支払われる海軍甲船員であったことが確認できる。

加えて、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件」（昭和19年7月3日 保発第407号 厚生省保険局長通知）において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、船員保険の被保険者とする旨が記載されており、海軍甲船員であった期間のある者について、日本年金機構では、海軍徴用期間を明らかにすることができる書類を提出することにより、当該期間のうち昭和20年8月15日までの期間を船員保険被保険者であった期間として追加する取扱いが行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人の「C船」における資格喪失日は昭和20年2月9日と認められる。また、海軍甲船員としての船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月9日、喪失日に係る記録を同年8月16日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額を確認できる資料が無いため、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条」の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間について、戦時加算該当船舶名簿において確認できる「C船」に乗船していたことから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和48年3月22日）及び資格取得日（昭和48年9月21日）を取り消し、昭和48年3月から同年8月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月22日から同年9月21日まで

私の夫は、昭和29年8月から61年1月まで継続してA社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B部署（C市町村）における厚生年金保険被保険者の資格を昭和37年8月1日に喪失し、同日付けでA社本社にて資格を取得し、48年3月22日に資格を喪失、その後、同社本社において同年9月21日付けで資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された従業員名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年3月21日に同社本社B部署から同社D事業所に、49年3月21日に同社D事業所から同社E事業所に異動）、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、「D事業所に在籍する従業員については、本社で厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているほか、同社F事業所の元総務課長及び同僚も同様の供述をしており、同社D事業所に在籍していた同僚は、オンライン記録によると同社本社において厚生年金保険の被保険者資格が確認で

きることから、申立期間は、同社本社の被保険者期間であったとすることが妥当である。

また、昭和 48 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社本社における同年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A 社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 48 年 3 月から同年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山国民年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月から60年3月まで
申立期間当時、私は学生であったため、私の国民年金の加入手続及び保険料納付については、母が私に代わって全て行ってくれた。
申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和60年12月16日に払い出されている上、A市町村では、国民年金未加入者に対し加入勧奨を行い、当該勧奨により加入した被保険者に係る国民年金被保険者名簿に「適用特別対策分」と押印していたところ、申立人の国民年金被保険者名簿には、「60.11.20 適用特別対策分」の押印が確認できることから、当時、申立人は、国民年金に未加入となっていたため、行政側からの加入勧奨により同年11月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、この時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に当たるとともに、昭和58年10月から60年3月までの期間は過年度納付が可能な期間であったものの、申立人からは、保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親については、既に死亡しているため、申立期間当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から60年9月まで
申立期間については、私が、夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、私の保険料だけが未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、A市町村（現在は、B市町村）において、昭和58年10月6日付けで払い出され、申立期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市町村において、61年4月22日以降に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間直後の60年10月から61年3月までの期間の保険料については、過年度納付した記録が確認できることから、申立人の主張とは合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるほか、時効にかからない期間についても過年度納付をすることとなるため、申立人の説明するとおり夫婦一緒に現年度納付をするためには、別の手帳記号番号が必要であるが、別の手帳記号番号が払い出されている事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述も得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から同年6月まで

申立期間については、夫が会社を辞めた後、A市町村役場で夫の国民年金の加入手続を行った際、係の人に勧められて夫と同時に付加年金に加入し、付加保険料を納付していた。国民年金保険料は私が納付していたのに、私だけ付加保険料を納付していない記録になっているのは間違っているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、夫が会社を辞めた後、A市町村役場で夫の国民年金の加入手続を行った際、係の人に勧められて夫と同時に付加年金に加入し、付加保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の夫に係るA市町村の国民年金被保険者名簿には、付加年金の加入年月日は昭和51年4月10日と記録されているのに対し、申立人に係る同市町村の被保険者名簿には、付加年金の加入年月日は同年7月1日と記録されていることが確認できることから、夫と同時に付加年金に加入したとする申立人の主張とは符合しない。

また、A市町村の昭和51年度国民年金保険料検認一覧表において、申立人の夫の付加保険料は昭和51年4月から納付した記録となっているのに対し、申立人の付加保険料の納付記録は同年7月からとなっていることが確認でき、この記録はオンライン記録と合致している。

さらに、付加保険料は納付申出日の属する月以後納付が可能となることから、申立期間の付加保険料を遡って納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年3月まで

私は、知人から、「国民年金を掛けても、将来年金としてもらえない。」と言われ、国民年金保険料を納めることをやめた時期があった。

しかし、ある時、「今のうちなら、役場で特別に遡って国民年金保険料を納めることができる。」と聞き、やはり国民年金保険料を納めようと思い、大金を持って主人と一緒に役場へ保険料を納めに行った。

以上のとおり、申立期間について国民年金保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知人から、『今のうちなら、役場で特別に遡って国民年金保険料を納めることができる。』と聞き、主人と一緒に役場へ国民年金保険料を納めに行った。」と申し立てているところ、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村の国民年金マスターカードによると、申立人の夫は、昭和51年1月8日付けで第2回特例納付制度を利用して36年4月から37年3月までの期間、39年1月から41年2月までの期間及び申立期間である44年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付するとともに、昭和48年度及び49年度の保険料を過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村の国民年金マスターカードによると、申立人は、夫と同じく昭和51年1月8日付けで昭和48年度及び49年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人が、申立期間の保険料を特例納付したことを示す記録は見当たらない。

また、申立人は、「夫婦二人と一緒に役場へ行ったことを記憶している。」と

供述しているが、申立人及びその夫は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期や納付金額などについての記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するため預金を引き出したとするB銀行（平成元年にC銀行に改称）の銀行口座に係る入出金記録について、合併によりC銀行を承継したD銀行は、「申立期間の入出金記録は保存していない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月から 18 年 7 月まで

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、総支給額で約 35 万円の給与を受けていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、平成 13 年 7 月から同社を退職するまでの期間の標準報酬月額が 26 万円とされている。

当時、給与が下がったという記憶は無く、A社には平成 16 年 1 月分から 18 年 7 月分までの給料支払明細書（控）が保管されているので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、平成 13 年 7 月 1 日付けで 44 万円から 26 万円に引き下げられていることが確認できる。

標準報酬月額が引き下げられていることについて、A社は、「申立人については、平成 13 年 4 月より 35 万円の給与を支払っていたが、不景気による会社側の都合と従業員の給与の手取額を多くするため、報酬月額は 26 万円として届け、当該報酬月額に見合う保険料を控除していた。」と回答しており、平成 17 年 7 月 6 日付けで同社から社会保険事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人の同年 4 月から同年 6 月までの期間に支給された報酬月額がそれぞれ 26 万円であった旨記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主及び申立人が記憶している同僚のうち平成 13 年 7 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者であった者

についても、申立人と同じく、同日付けで標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A社から提出された平成16年1月分から18年7月分までの給料支払明細書（控）で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円から44万円まで）は、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）を上回っているものの（ただし、平成17年11月分から18年1月分までを除く。）、給与から源泉控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は26万円であり、オンライン記録の標準報酬月額及び前述の同社の回答内容と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。